

意見書等

(意見書)

議員提出議案25号

新幹線新青森駅舎建設に関する意見書(可決)

東北新幹線は、国土の主軸となる日本列島縦貫幹線の形成にとって欠くことのできない最重要区間であり、その全線完成にける東北の期待は極めて大きく、早急に実現すべき国家的課題である。

特に「八戸・新青森間」は、平成10年3月12日の工事实施計画認可以降、工事延長の約6割を占めるトンネルのうち、主要トンネルのすべてに工事着手しており、これまで複線の陸上トンネルとして世界最長の八甲田トンネルを含む8トンネルが貫通するとともに、明かり工事についても本格化し、橋梁、高架橋及び青森車両基地の建設工事も着々と進んでいる。さらに新幹線新青森駅の受け皿となる石江地区については、平成14年度以降、土地区画整理事業により鋭意基盤整備を進めているところである。

そのような中、平成16年12月16日の政府・与党申し合わせにおいて「平成22年度末の完成を目指す」とされ、市民の長年の悲願であった新青森駅の開業が、いよいよ現実のものとなる喜びを感じているところである。

しかしながら、新幹線駅舎に係る工事实施計画は、いまだ認可されていない状況であるが、地元市民は駅舎の形態や整備時期等について大きな関心を寄せているところである。

特に新幹線新青森駅は、東北新幹線の始発駅及び終着駅であるとともに北東北のゲートウエーの役割を担うことから、新幹線新青森駅舎のデザイン等に関して地元の意向が反映された、県都「青森」の名にふさわしい駅舎の整備を強く望むものである。

よって、東北新幹線「八戸・新青森間」の建設促進と開業に向けた基盤整備のため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 東北新幹線「八戸・新青森間」の工事实施計画(開業設備)について、早急に認可すること。
 - 2 玄関口となる新幹線新青森駅並びに周辺地区の整備について積極的な財政支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月21日

議員提出議案26号

自治体病院の医師確保対策を求める意見書(可決)

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など、多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めている。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて懸命の努力を続けているが、医師の確保は大変困難な

状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、行政・大学・学会・医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として下記事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の義務化など、新たなシステムを構築すること。
- 2 深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等のさらなる充実を図るとともに、行政・大学・医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。
- 3 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師を初め看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月21日

議員提出議案第27号

消費税増税の中止を求める意見書（否決）

長引く深刻な不況のもと、市民の暮らしは年々収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担がふえて苦しくなるばかりである。

政府税調でも、与党税調でも「年金・社会保障財源」を口実に2007年度以降消費税率の引き上げを打ち出している。

消費税は所得の高い人には負担が軽く、所得の低い人には負担が重い最悪の税金で、本来なくすべきものである。

そもそも社会保障や福祉は、立場の弱い人たちの命と暮らしを支える制度であるのに、消費税を値上げして社会保障・福祉を支えるというのは本末転倒である。

これまでも消費税の導入や税率引き上げの際に、社会保障のため、年金のためという宣伝が繰り返行われてきたが、社会保障や年金は改悪の連続である。

この間、消費税の増収分が法人税減税分とほぼ匹敵していることを見ても、社会保障・年金のためというのは欺瞞に満ちたものと言わざるを得ない。

市民や業者の生活の苦しさは、限界を超えており、これ以上の消費税増税は生活を根底から破壊するものになるのは明らかである。

よって、消費税増税の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月21日